

大口町告示第38号

大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大口町長 鈴木雅博

大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱（平成26年大口町告示第17号）の一部を次のように改正する。

第9条中「翌年度4月7日」を「当該年度3月31日」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱の規定は、令和7年度以後の年度分の補助金について適用する。

大口町保育対策等促進事業費補助金交付要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(実績報告) 第9条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は<u>当該年度3月31日</u>のいずれか早い期日までに、大口町保育対策等促進事業費補助金実績報告書(様式第5)に関係書類を添えて町長に報告しなければならない。	(実績報告) 第9条 補助対象者は、補助事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は<u>翌年度4月7日</u>のいずれか早い期日までに、大口町保育対策等促進事業費補助金実績報告書(様式第5)に関係書類を添えて町長に報告しなければならない。